

埼玉県立大学特別聴講学生規程

平成22年4月1日
規程第95号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第82条の規定に基づき、埼玉県立大学特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 特別聴講学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学長が適当と認めるときは、その都度学長が定める日とする。

2 特別聴講学生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、学長は、特別聴講学生からの申出に基づき、1年を超えない範囲で在学期間を延長することができる。

(入学志願の手続)

第3条 特別聴講学生として入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 他の大学等の成績証明書
- 三 他の大学等の学長の推薦書
- 四 健康診断書
- 五 その他学長が必要と認める書類

(入学者の選考)

第4条 前条の志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第5条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を学長に提出しなければならない。

2 前項に規定する入学手続を完了した者については、学長が入学を許可する。

(特別聴講学生証)

第6条 特別聴講学生には、特別聴講学生証を交付する。

2 特別聴講学生は、特別聴講学生証を常に所持しなければならない。

(履修手続)

第7条 特別聴講学生は、履修を許可された科目の登録を所定の期日までに行わなければならない。

(授業料)

第8条 特別聴講学生は、その聴講する単位に係る授業料を納付しなければならない。

2 特別聴講学生の授業料の徴収は、公立大学法人埼玉県立大学授業料等徴収規程（平成22年規程第52号）の定めるところによる。

3 授業料のほか、実験、実習又は実技に要する経費は、特別聴講学生の負担とする。

(単位認定)

第9条 特別聴講学生が履修した授業科目については、試験その他の方法により判定した成績に基づき単位を認定する。

2 学長は、特別聴講学生の申出により、単位取得証明書を交付することができる。

(入学許可の取消)

第10条 特別聴講学生が本学の学則又は諸規程に違反したとき又は特別聴講学生としての本分に反したときは、学長は、第5条第2項の規定による許可を取り消すことができる。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生については、本学の学則及び諸規程のうち学生に関するものを準用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。